

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで
② 昭和 59 年 12 月 1 日から平成 7 年 7 月 1 日まで
③ 平成 8 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間①はA市にあったB社、申立期間②はC市にあったD事業所、申立期間③はE市にあったF社でそれぞれ正社員として勤務したので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、B社に係る事業主の氏名、所在地、業務内容等を詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、B社は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、同社の元事業主は、申立期間①を含む昭和 36 年 4 月から 60 歳到達となる平成 10 年*月までの期間、国民年金に加入し、申立期間①に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、B社は、既に破産している上、同社の元事業主とは連絡が取れないことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、平成 2 年 12 月 1 日から 5 年 12 月 1 日までの期間、D事業所においてG国民健康保険組合に加入していることが同組合H支部I出張所の回答により確認できる上、申立人が同事業所に係る同僚及び関係者として氏名を挙げた者の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、D事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、同事業所の元事業主は、昭和 59 年 9 月 16 日から申立期間②の一部を含む 61 年 11 月 16 日までの期間、同事業所とは別の事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、D事業所の元事業主とは連絡が取れない上、申立人が記憶する同僚及び関係者からは、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、当該期間当時、F社の厚生年金保険の加入記録がある複数の元従業員の証言から、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間③当時、F社の経理を担当していたとする者は、「被保険者の給与から控除した保険料と会社負担分をF社の口座へ入金し、口座振替により社会保険料を納付していたが、毎月引き落とし後の口座残金は0円になっており、保険料が余った月は無かった。毎年、報酬月額算定基礎届を提出していたので、社会保険事務所（当時）に申立人の加入記録が無いのであれば、申立人は厚生年金保険に加入していなかったのではないか。」と証言している。

また、前述の経理担当者は、「会社の役員及び事務員は、全員厚生年金保険に加入していたが、職人はすぐに辞める人が多く、経費も掛かるので厚生年金保険に加入しない人の方が多かった。」旨証言している上、複数の元従業員は、「会社には厚生年金保険に加入しない人が大勢いた。」旨証言していることから、申立期間③当時、F社は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった状況がうかがわれる。

さらに、F社は、申立期間③当時の資料は無いと回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない上、前述の経理担当者及び複数の元従業員からは、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事情を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者（以下「第四種被保険者」という。）として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月1日から50年6月26日まで

A組合の厚生年金保険の被保険者資格を昭和33年1月1日に喪失した後、同日付けで同組合B販売所を同僚二人と共同出資して引き継いだ。同僚二人には第四種被保険者の記録がありながら、自分に同被保険者記録が無いのは不自然である。

申立期間当時、A組合の職員であるC氏に、第四種被保険者の加入手続を行ってもらい、お米の代金等と一緒に保険料を集金してもらっていた記憶があるので、申立期間について、第四種被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A組合の職員であるC氏に、お米の代金等と一緒に第四種被保険者の保険料を集金してもらっていた。」旨述べているところ、C氏は、既に亡くなっていることから、申立人が主張する事実を確認することはできない。

また、申立人は、申立期間が17年以上に及ぶ長期間でありながら、第四種被保険者に係る保険料の領収証書について具体的な覚えは無い上、申立人は、申立期間の一部に当たる昭和41年5月31日から44年2月28日までの期間について恩給受給者として国民年金に任意加入し、41年5月から43年6月までの国民年金保険料を納付していることが、申立人の所持する国民年金手帳により確認でき、制度上、第四種被保険者は国民年金に加入することはできないことから、申立人が第四種被保険者の加入手続及び保険料の納付を行いながら、国民年金保険料を納付したとは考え難い。

さらに、D年金事務所が保管する申立期間当時の「厚生年金保険第四種被

保険者索引簿」及び「厚生年金保険第四種被保険者債権管理簿」に申立人の氏名は確認できず、このほか、申立人が申立期間において第四種被保険者に係る保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、昭和60年改正前の厚生年金保険法によると、同法第15条第1項に定める第四種被保険者は、老齢年金の受給資格を満たしていない場合に、その期間を満たすまでは退職後も被保険者となることができるとされているところ、申立人がA組合に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和33年1月1日の時点において、申立人の厚生年金保険の被保険者期間は125月となり、当該時点において老齢年金の受給資格を満たすため、引き続き第四種被保険者となることができる期間は115月（240月－125月）である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が第四種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。